

買い物支援（移動販売）事業要綱

（目的）

第1条 町内の高齢者等の買い物支援を行うため、「移動スーパー等による地域の生活支援事業補助金交付要綱」に基づき、只見町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が移動販売車（以下「買い物支援販売車」という。）を導入し事業者に貸出し移動販売を行うことで地域の買い物困難者の生活の利便性を確保し、移動販売地のコミュニケーションを促進することにより地域の「つながり」の機会とする。また、見守り、安否確認等もあわせて行う事で地域の実態を把握し地域福祉を推進することを目的とする。

（貸出使用料）

第2条 買い物支援販売車の貸出使用料は無料とする。

（事業者要件）

第3条 買い物支援販売車の事業者は町内に拠点を置き、本会の法人会員であることとする
2 食品営業許可の認可を受けた者とする
3 車検・法定点検・消耗品・燃料その他維持管理費用は事業者が負担する
4 任意保険は本会指定の補償内容で事業者が負担する

（貸出要件）

第4条 契約の期間は1年間とし、以降は双方で協議し更新する

2 業務前後の点検・車両内外の清掃を行い、車両並びに設備を安全・清潔に保つよう
に務めるものとする

（販売要件）

第5条 商品の売価は市場価格を考慮し、住民の福祉に配慮した価格設定とする

2 移動販売をする区域はその事業者が地区の既存の商店の了解を得た区域とし、既
存の商店とは買い物支援について相違の無いよう理解を得るために努めるものと
する。
3 移動販売の商品については食品、日常生活用品（生活雑貨）とするが、それ以外の
商品の要望が利用者からある場合については、その商品を扱う既存の販売店との
調整をしたうえで販売するものとする。

（車両の返還）

第6条 買い物支援販売車を返還する場合は原状に回復することとする。

2 前項の規定にかかわらず、経年劣化及び通常運行による車体表面の塗料剥げ（いわ
ゆる「とび石」等）は、原状の回復には含めない。
3 返還する場合は30日前までに本会に申し出るものとする。
4 買い物支援販売車の円滑な貸出運用の妨げとなる行為が事業者に見受けられた場

合は、貸出を停止し買い物支援販売車をただちに返還するものとする。

(権利又は義務の譲渡等)

第7条 事業者は権利又は義務を第三者に譲渡してはならないものとする。

(協議)

第8条 その他この要綱に定める事項及びこの要綱の定めない事項に関する疑義について
は必要に応じて双方で協議のうえ処理するものとする。

この要綱は、令和2年11月12日から施行する